

伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領

平成28年6月1日

訓令第23号

伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成19年伊予市訓令第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、伊予市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札（以下「簡易型総合評価競争入札」という。）を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易型総合評価落札方式 次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型） 前号に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。
- (3) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型） 前号において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の条件をもって評価する方式をいう。
- (4) 施工体制確認方式 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、入札説明書等に記載された要求及び要件を確実に実行できるかどうかを審査し、及び評価する方式をいう。

（対象工事）

第3条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

- (1) 設計金額1億円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事
- (2) その他簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

- (1) 設計金額1千万円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により

落札者を決定することが適当と認められる工事

- (2) その他簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

（学識経験を有する者の意見聴取）

第4条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定する簡易型総合評価競争入札を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ、愛媛県建設工事総合評価審査委員又は特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター技術評価委員（以下「委員」という。）2人以上の意見を聴かなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施することの適否に関すること。
- (2) 当該入札の評価項目、簡易型総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の適否に関すること。
- (3) 落札者の決定の適否に関すること。

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定する簡易型総合評価競争入札を実施するに当たっては、前項第1号及び第2号について、あらかじめ委員2人以上の意見を聴かなければならない。

3 委員からの意見聴取に関する事務については、入札担当課において処理する。

（評価項目等）

第5条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における評価項目等については、別表第1を標準として、総合評価落札方式（実績確認型）においては、別表第2を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

2 前項に定めるもののほか、施工体制確認方式における評価項目等は、次に掲げる事項を施工体制確認に係る評価項目（以下「施工体制確認項目」という。）とする。

- (1) 品質確保の実効性
- (2) 施工体制確保の確実性

（簡易型総合評価の方法）

第6条 本要領における簡易型総合評価は、次の算式により算出した数値（以下「評価値」という。）をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数点第5位以下を切り捨て小数点第4位止めとする。

評価値＝{基礎点（80点）＋施工体制確認点＋加算点}／入札価格（単位：億円）

2 前項の基礎点については、入札参加資格を満たす場合に80点を与える。

3 第1項で規定する施工体制確認点については、施工体制確認項目ごとに伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（平成28年伊予市訓令第24号。以下「施工体制確認方式手続要領」という。）第3条の書類及び第4条の事情聴取をもとに審査を行い、入札説明書等に記載された要求及び要件を実現できると認められる場合には、その確実性に応じて、満点を10点とし、3段階（優10点／良5点／可0点）

で評価を行い、それらの得点の合計とする。

- 4 第1項で規定する加算点については、次の式により算出された数値とする。なお、求められる加算点は小数点第5位以下を切り捨て小数点第4位止めとする。

- (1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）の場合

$$\begin{aligned} \text{加算点} = & (\text{入札参加者の施工計画の得点合計} / \text{施工計画の配点合計}) \times 10 \text{ 点} \\ & + (\text{入札参加者の施工計画以外の各評価項目の得点合計} / \text{施工計画以外の各} \\ & \text{評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点} \end{aligned}$$

- (2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の場合

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の各評価項目の得点合計} / \text{各評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点}$$

（簡易型総合評価競争入札の公告）

- 第7条 簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
- (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る書類（以下「総合評価に係る書類」という。）の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) その他必要と認める事項
（総合評価及び施工体制確認に係る書類の提出等）

- 第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価及び施工体制確認に係る書類について、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）にあつては、様式第1号から様式第7号までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあつては、様式第4号から様式第7号までにより提出しなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

- 2 前項の規定により提出された書類のうち、様式第1号、様式第2号及び様式第3号の内容を確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することがある。

- 3 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、伊予市低入札価格調査要領（平成21年伊予市訓令第2号）に規定する調査対象者（以下「調査対象者」という。）となった者は、前項に規定する書類に加え、施工体制確認方式手続要領第3条に定める書類を提出しなければならない。

- 4 総合評価に係る書類を入札時に提出しない者の行った入札は、無効とする。

- 5 提出された総合評価に係る書類の訂正及び差し替えは認めない。

- 6 提出された総合評価に係る書類の内容が虚偽又は不誠実であることが明らかとなった場合は、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。

- 7 入札参加者が総合評価に係る書類の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（落札者の決定方法）

第9条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

第10条 簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る書類として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合又は加點評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

(1) 使用するものとしていた主作業船及び建設機械（掘削系建設機械を除く。）を使用しなかった場合

(2) 若手技術者等（35歳未満の担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合

(3) 計画していた地元企業施工割合が達成できなくなった場合

(評価結果の公表)

第11条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、入札後、様式第8号及び様式第9号により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表第1又は別表第2を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、簡易型総合評価競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申出処理)

第12条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申出があったときは、申出者に対し適切にその理由を説明するものとし、更に苦情の申出がある者に対しては、伊予市入札監視委員会による審議の結果を踏まえて回答するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、簡易型総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。